

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う 家庭保育の協力要請について

市では、緊急事態宣言の発出期間中、施設内における感染拡大のさらなる防止を図るため、家庭保育に協力した保護者に対し、保育料を日割り計算で減額対応します。

### 1 協力要請期間

令和3年8月20日（金）～9月12日（日）

緊急事態宣言の発出期間が延長された場合は、協力要請期間を延長する場合があります。

### 2 各施設の対応

#### (1) 認可保育施設及び学童保育クラブ

可能な限り、家庭保育への協力をお願いします。

家庭保育の協力要請に応じた場合、1日単位で保育料を日割り計算で減額します。

#### (2) 放課後子ども教室

可能な限り利用を控えていただくよう、ご協力をお願いします。

なお、学童保育クラブの利用を控えていただいた児童は、その期間中は、放課後子ども教室の利用もできません。

記者発表資料

令和3年8月25日

■認可保育施設及び学童保育クラブ

子ども・健康部保育課

担当者／副課長 平田 大輔

電話番号／048-473-1111

内線2454

■放課後子ども教室

教育政策部生涯学習課

担当者／課長 土崎 健太

電話番号／048-473-1111

内線3142

志 木 市